



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年12月4日金曜日 第163号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	(経営支援課) ...1048
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件).....	(") ...1049
保安林予定森林にする旨の通知に係る掲示.....	(森林整備課) ...1050
保安林の指定(2件).....	(") ...1050
公共測量の終了の通知.....	(道路維持課) ...1051
指定居宅サービス事業者の指定.....	(東予地方局地域福祉課) ...1051
指定介護予防サービス事業者の指定.....	(") ...1051
指定居宅サービス事業の廃止.....	(") ...1051
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課) ...1051
指定障害児通所支援事業者の指定.....	(") ...1052
指定居宅サービス事業者の指定.....	(") ...1052
土地改良区役員の就退任の届出.....	(中予地方局農村整備第一課) ...1052
指定道路の指定.....	(中予地方局建築指導課) ...1053

告 示

○愛媛県告示第1293号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年12月4日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
くすりのレデイ問屋町店・ペットSTEP松山問屋町店
松山市問屋町163番地12 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社西南企画
松山市宮西一丁目2番1号
代表取締役 辻 正道
高知食糧株式会社
高知県高知市朝倉南町9番12号
代表取締役社長 山崎 大輔
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社レデイ薬局
松山市南江戸四丁目3番37号
代表取締役 白石 明生
高知食糧株式会社
高知県高知市朝倉南町9番12号
代表取締役社長 山崎 大輔

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年7月20日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,569平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
52台
イ 駐輪場の収容台数
95台
ウ 荷さばき施設の面積
157平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
13立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社レデイ薬局
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
高知食糧株式会社
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
5箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

令和2年11月19日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出

することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表

者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1294号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年12月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
サニーSUBAKI古川店	松山市古川西二丁目985番地 外	大規模小売店舗の名称	サニーSUBAKI 榎店	サニーSUBAKI 古川店	令和2年4月17日	令和2年11月20日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社サニーマー ト ほか2者	株式会社サニーSUBAKI		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1295号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年12月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年 月 日	届 出 の 年 月 日
サニーSUBAKI古川店	松山市古川西二丁目985番地 外	駐車場の位置及び収容台数	169台	99台	令和3年7月21日	令和2年11月20日
		駐輪場の位置及び収容台数	148台	63台		
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	4箇所	3箇所	令和2年11月21日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告

示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1296号

保安林予定森林（令和2年9月愛媛県告示第1011号）に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を松山市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和2年12月4日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保安林予定森林の所在場所	所在が不明である通知の相手方	備考
松山市上怒和乙51	松山市上怒和甲485 山本松利	森林所有者

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

松山市上怒和乙51（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1297号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和2年12月4日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林の所在場所

今治市伯方町有津字北道甲1097の2、甲1102、甲1104、甲1105の1、甲1105の2、甲1106、字北浦道乙163、乙164、乙166から乙171まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字北道甲1097の2・甲1102・甲1104・甲1105の1・甲1105の2・甲1106（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、字北浦道乙164・乙166から乙168まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1298号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和2年12月4日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林の所在場所

四国中央市下川町字猪ノ窪乙111の6、乙111の10、乙111の12、乙111の15、乙111の20、乙111の27、字猪ノ窪谷725、字猪窪谷726、728

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字猪ノ窪乙111の6・乙111の27（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字猪窪谷726（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1299号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。
令和2年12月4日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量）
- 2 作業期間 令和2年7月1日から
10月30日まで
- 3 作業地域 愛媛県上浮穴郡久万高原町中津

○愛媛県告示第1300号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。
令和2年12月4日

愛媛県東予地方局長 齊藤 直 樹

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人住友別子病院	医療機関併設型小規模介護老人保健施設 王子苑	愛媛県新居浜市王子町3番1号	令和2年10月1日	訪問リハビリテーション
社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	済生会今治老人保健施設希望の園	愛媛県今治市喜田村七丁目1番6号	令和2年10月1日	訪問リハビリテーション
社会福祉法人 はびねす福祉会	ユニット空床利用型指定短期入所生活介護事業所 プラチナプレイス	愛媛県新居浜市一宮町二丁目6番72号	令和2年10月1日	短期入所生活介護
一般社団法人笑結	ヘルパーステーションましろ	愛媛県四国中央市土居町小林693番地	令和2年10月1日	訪問介護

○愛媛県告示第1301号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。
令和2年12月4日

愛媛県東予地方局長 齊藤 直 樹

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人住友別子病院	医療機関併設型小規模介護老人保健施設 王子苑	愛媛県新居浜市王子町3番1号	令和2年10月1日	介護予防訪問リハビリテーション
社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	済生会今治老人保健施設希望の園	愛媛県今治市喜田村七丁目1番6号	令和2年10月1日	介護予防訪問リハビリテーション
社会福祉法人 はびねす福祉会	ユニット空床利用型指定短期入所生活介護事業所 プラチナプレイス	愛媛県新居浜市一宮町二丁目6番72号	令和2年10月1日	介護予防短期入所生活介護

○愛媛県告示第1302号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。
令和2年12月4日

愛媛県東予地方局長 齊藤 直 樹

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
新居浜市農業協同組合	J A 新居浜市	愛媛県新居浜市坂井町三丁目10番40号	令和2年10月31日	訪問介護

○愛媛県告示第1303号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。
令和2年12月4日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 年 月 日 定 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811000219	社会福祉法人くじら	長崎県大村市富の原一丁目1113番地1	田 崎 耕太郎	短期入所	グループホーム伊予くじら	愛媛県伊予市下吾川462番地18	令和2年11月1日
3821000225	社会福祉法人くじら	長崎県大村市富の原一丁目1113番地1	田 崎 耕太郎	共同生活援助	グループホーム伊予くじら	愛媛県伊予市下吾川462番地18	令和2年11月1日

○愛媛県告示第1304号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和2年12月4日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 年 月 日 定 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3851000087	社会福祉法人くじら	長崎県大村市富の原一丁目1113番地1	田 崎 耕太郎	児童発達支援 保育所等訪問支援	児童発達支援センター伊予くじら	愛媛県伊予市上吾川1038番地3	令和2年11月1日

○愛媛県告示第1305号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和2年12月4日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
社会福祉法人 みかん会	デイサービスセンターれもん	愛媛県伊予郡松前町恵久美804番地1	令和2年10月1日	通所介護

○愛媛県告示第1306号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、中島土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年12月4日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	俊成 定志	松山市中島大浦2371
"	河崎 石明	松山市小浜568-1
"	杉野 重遠	松山市長師1018-1
"	里 康典	松山市宮野626
"	宮本 伊勢和	松山市神浦748
"	中田 孝志	松山市宇和間甲773
"	向井 祐一	松山市熊田甲619
"	天満 一樹	松山市吉木430-1
"	戎居 直幸	松山市饒甲231
"	向井 増美	松山市畑里甲929
"	金子 晶年	松山市中島粟井甲816
"	吉田 幸夫	松山市上怒和甲637-1
"	川下 松英	松山市元怒和甲995
"	絹笠 又明	松山市津和地280
"	豊田 勝	松山市二神甲450
"	森本 哲一	松山市睦月340

監 事	氏 名	住 所
"	濱田 研真	松山市宮野457
"	柳原 要	松山市饒445
"	玉井 雄	松山市津和地411
"	中富 宣行	松山市三番町3丁目2-16 ダイアパレス三番町Ⅱ401号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	山田 元次	松山市畑里593
"	山本 昭宏	松山市中島大浦3092
"	山本 良幸	松山市中島大浦1807
"	杉野 重遠	松山市長師1018-1
"	中村 石尚	松山市宮野555
"	河崎 石明	松山市小浜568-1
"	宮本 伊勢和	松山市神浦748
"	向井 祐一	松山市熊田甲619
"	中田 孝志	松山市宇和間甲773
"	石丸 陸平	松山市吉木甲778
"	柳原 要	松山市饒445
"	金子 晶年	松山市中島粟井甲816
"	岡野 光浩	松山市上怒和甲412
"	松本 伊勢史	松山市元怒和甲981
"	絹笠 又明	松山市津和地280
"	山根 健一	松山市二神甲339
"	高野 孟	松山市睦月1383

監 事	河 上 浩 史	松山市長師752
"	岡 田 泰 人	松山市畑里1305
"	山 田 郁 夫	松山市元怒和甲1251
"	中 村 信 秀	松山市睦月1378

○愛媛県告示第1307号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和2年12月4日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
令和2年11月25日
- 3 指定道路の位置
東温市志津川字花畑甲508番3の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 32.14メートル
 - (2) 幅員 4.20メートル